

国住指第 165 号
令和 6 年 7 月 10 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

土地に自立して設置する太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いについて

近年、土地に自立して設置する太陽光発電設備について、その下の空間を駐車場として有効活用する事例が見られる。

こうした状況を踏まえ、土地に自立して設置する太陽光発電設備の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における取り扱いの明確化を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

土地に自立して設置する太陽光発電設備について、その下の空間を駐車場として有効活用する場合において、支柱及び太陽光発電設備からなる空間には壁を設けず、かつ、太陽光発電設備のパネルの角度、間隔等からみて、雨露をしのぐ等の屋根としての効用を有しない構造のものと判断されるものについては、建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物に該当しないものとする。